スイスの都市自治体における政治参加

――5大都市を中心に――

岡 本 三 彦

The Political Participation in Swiss Local Government: The Democracies of the Five Large Cities

Mitsuhiko OKAMOTO

Abstract

This article explores the indirect democracy and the direct democracy in the Swiss metropolises—each city of Zurich, Geneva, Basel, Bern and Lausanne. These cities are the most populated cities in Switzerland. In Switzerland there are about 2600 communes, most of which have small population. Half of all the communes have a population of under 1000. However, 40% of the Swiss population live in cities of over ten thousand inhabitants.

The concepts of indirect democracy refer to the city parliament and the city council. And the direct democracy refers to the referendum and the initiative. This article compares five cities and summarises the characteristics of each city. In Zurich and Bern, which are in German-speaking area, there are many referenda. On the contrary, the city of Geneva and Lausanne in French (Latin)-speaking area call few referenda. And the city of Basel is governed by the canton government. The inhabitants can not vote on the issues peculiar to the city of Basel.

In Switzerland different cantons have different systems. That applies to the Swiss metropolitans. They have diverse systems of local politics and these work very well. But the referenda are frequently held in Zurich and Bern and there are the better turnouts at the referendum in both cities than in Geneva and Lausanne.

はじめに

本稿は，現代スイスの都市における政治参加の制度と実際について，人口10万人以上のチューリヒ，ジュネーヴ，バーゼル，ベルン，ローザンヌの５大都市から考察する。

ひと言で「スイスの地方自治」といっても日本よりもはるかに多様であり，ユニークである。2010年１月１日現在，スイスには2596のゲマインデ（コミューンあるいはコムーネ）と呼ばれる自治体がある。九州ほどの面積に約2600の自治体があるので，全体的に人口の少ないところが多く，10万人を超える自治体は５つしかない。１万人を超える「都市(Stadt)」も120ほどで，全自治体数の５％に満たない[1)]。その一方で，都市に居住する住民は全人口の４割を超える。しかもドイツ語圏，フランス語圏，イタリア語圏と複数の言語圏に分けられることから，一国の中でさまざまな制度が存在することになる。

こうしたスイスの多様な地方自治は，自治体の機関に注目するならば，住民総会型の自治体と議会型の自治体に区分することが可能である。住民総会型の自治体では，立法部は住民総会であり，執行部は住民から選ばれた参事会である[2)]。これに対して，議会型の自治体の場合，立法部の議会と執行部の参事会はいずれも住民の直接選挙で選出されることから，スイスの自治体は「二元代表制」を採用しているといえよう。このような区分に加えて，言語圏などの地域的要素，ゲマインデ法の法源などを加えると３つに類型化できる(Bützer,2007,42)。

Ⅰ　農村型ドイツ語圏スイスの「古い」，ランツゲマインデで決定する「住民総会の伝統」→住民総会型自治体

Ⅱ　ドイツ語圏スイスの中心地における都市から発達した，市民に開かれた「議会の伝統」→都市における議会と直接民主制

Ⅲ　ラテン系スイスにおける，外国人の啓蒙家から強い影響を受けた「新しい」「代議制の伝統」→フランス語圏の傾向

人口10万人以上の５大都市もこの類型に区分できる。チューリヒ，バーゼル，ベルンは類型のⅡに，ジュネーヴとローザンヌは類型のⅢに区分できるのではないか。ちなみに，大都市では類型Ⅰの住民総会型の自治体は存在しない。

スイスの地方自治では直接民主制が活用されていることは良く知られているが，人，物，情報，資金が集積して財政的にも比較的豊かで，とくに人口集積地，すなわち「都市圏（Agglomeration)」の中心となっている大都市で政治参加の制度はどのように機能しているのであろうか。また，住民が政治的意思決定に参加するための手段である住民投票や住民発議は各都市でどのように制度化され，運用されているか。そのような疑問から，

〈図表１〉 スイス５大都市制度比較（2010年３月31日現在）

都市	Basel[#1]	Bern	Genève	Lausanne	Zürich
州(略称)	BS	BE	GE	VD	ZH
議会	Grosser Rat	Stadtrat	Conseil municipal	Conseil Comunal	Grosser Gemeinderat
定数	100	80	80	100	125
根拠	KV.80. Abs.2	GO.41	LC.5	LC.17	GO.23. Abs.1
選挙区	5				9
CVP	8	10[#5]	9	2	7
EVP	4	11[#6]	—	—	4
FDP	11	10[#7]	9	18	18
Grünen	13[#2]	10[#8]	15	22[#13]	14
LPS	9[#3]	—	11	8	—
SP	32	20[#9]	17	30	39
SVP	14	10[#10]	9	8	24
その他	9[#4]	9[#11]	10[#12]	12[#12]	19[#14]
選挙日	2008.9.14	2008.11.30	2007.3.25	2006.3.12	2010.3.7
投票率	38.90%	43.48%	32.39%	32.10%	34.80%
選出方法	Pro.(KV.46.Abs.1)	Pro.(GO.41)	Pro.(LEDP.158-160)	Pro.(LEDP.81a.1)	Pro.(GPR.42.Abs.1,GO.23)
参事会	Regierungsrat	Gemeinderat	Conseil administratif	Municipalité	Stadtrat
定数	7	5	5	7	9
投票日	2008.9.14	2008.11.30	2007.4.	2006.3.12/4.2	2010.3.7
選出方法	Maj.(KV.46. Abs.3)	Pro.(GO.88)	Maj.(LEDP.96)	Maj.(LEDP.81a.5)	Maj.(G PR.42. Abs.2)
政党	SP3,G1,FD1,LD1,CV1	SP2,CV1,FD1,G1	SP2,Eco1,FD1,1[#12]	SP3,G2,LE1,1[#12]	SP4,FD2,G2,CV1
市長	Regierungspräsident	Stadtpräsident	maire	syndic	Stadtpräsident
政党	Grünen	SP	A Gauche Toute!	Grünen	SP
選出方法	Maj.(KV.46. Abs.3)	Maj.(GO.117)	parmi.(Reg.C.adm.1.1)	Maj.(LEDP.81a.5)	Maj.(GPR.42. Abs.2)
住民投票	KV.51-52	GG.14, 21, 23	Con.59-63	Cst-VD.83-84	GG.91-95
	GG.11-11a	GO.36-38			GO.10, 12
実績(00’-09’)	44	104	7	3	88
住民発議	KV.47	GG.15-19	Con.68A-F	Cst-VD.78-82	GG.96
	GG12	GO.39			GO.10, 14, 17
実績(00’-09’)	11	5	0	1	8

GG: Gemeindegesetz(自治体法)
GO: Gemeindeordnung(自治体基本条例)
GPR: Gesetz über die politischen Rechte(政治的権利に関する法律)
LC: Loi sur les communes(自治体法)
LEDP: Loi sur l’exercise des droits politiques(政治的権利の行使に関する法律)
Pro: Proporzwahl(比例代表制)
Maj: Majoritätswahl(多数決制)
parmi: parmi ses membres(互選)

#1 Kanton Basel-Stadt/Canton de Bâle-Ville
#2 Grünes Bündnis(GrB)
#3 Liberal-Demokratische Partei Basel-Stadt(LDP)
#4 Grün-Liberale Partei(GLP)(5), Demokratisch-Soziale Partei Basel-Stadt(DSP)(3)/Parteilos(1)
#5 Burgerliche demokratische Volkspartei/Christlichedemokratische Volkspartei
#6 Grune Freie Liste/Evangelische Volkspartei
#7 Freisinnige Partei/Jungfreisinnige
#8 Grünes Bundnis/Junge Alternative
#9 Sozialdemokratische Partei/JUSO und Gewerkschften
#10 Schweizerische Volkspartei/JSVP/SD
#11 Grün-Liberale Partei(GLP)(5)/fraktionlos(EDU,GPB-DA,PdA)(4)
#12 A Gauche Toute!
#13 Parti écologiste “Les Verts”
#14 Grünliberal(GLP)(12)/Alternative Liste(5)/Schweizer Demokraten(SD)(2)

【出典】 Schweizerischer Städteverband, *Statistik der Schweizer Städte/Statistique des villes suisses 2009*, S.105-113; Tages-Anzeiger, Montag, 8. März 2010. などを参考に筆者が作成。

本稿では複数の都市を取り上げ，大都市における政治参加について間接民主制と直接民主制の両面から議論する。

本稿の構成は次のとおりである。まず，5大都市の間接民主制の市議会，市参事会とその選挙について検討する。その後で，住民投票，住民発議といった直接民主制についてその実際も含めて考察する。最後に5大都市の比較からスイスの都市における政治参加の特徴について議論する。

1．立法部，執行部と選挙—間接民主制の政治参加

地域ごとに多様な文化と制度を有してきたスイスには，地域をすべての基礎として位置づける「地域主義」の伝統がある。そのことを象徴するのが国籍である。居住地において「市民権」が認められ，それがカントンにおける市民権となり，その結果，連邦，すなわち国において市民権，国籍が認められるのである。しかも，その市民権については，最近まで多くの自治体で住民の承認を必要としていたのである。実際にゲマインデにおいて有権者の総体である「有権者団（Stimmberechtigeten)」は，自治体にとって最高の「機関」と位置づけられている。本章では5大都市における「有権者団」と立法部の市議会，執行部の参事会にかかる制度と選挙を中心に，間接民主制について検討することにする。〈図表1〉も参照のこと。

(1)チューリヒ市

スイス最大の都市がチューリヒ市である。カントン・チューリヒの「首都」（州都）であり，人口は約36万5100人（2008年現在)[3]，周辺の自治体を含む都市圏人口は約110万人に達する。大企業や商店も多く，金融経済の中心地でもある。中世に同業者組合のツンフト（Zunft）が「都市共和国」を支配してきた歴史もあって，伝統的に市民の代表による議会制が採られてきた。

現在，立法部の市議会（Gemeinderat）を構成する議員は「自治体基本条例 Gemeindeordnung der Stadt Zürich（Gemeindebeschluss vom 26. April 1970 mit Änderungen bis 30. November 2008)＝GO」によって125人の議員と定められており（GO.23.1)，比例代表制で選出される（GO.23.2)。全市12区を9つに区分した選挙区ごとに，人口に応じた数の代表を選出する（GO.23.3)。カントン・チューリヒの場合，ゲマインデ議会の議員定数は，カントン法によって，各自治体の「自治体基本条例」で定めることになっている（ゲマインデ法 Gesetz über das Gemeindewesen（Gemeindegesetz)＝GG.101.1)。比例代表制であるから得票に応じて議席配分がされることになるが，カントンの法律によって2006年選挙から，有効投票数の5％に満たない政党は議席が配分されないことになっている（GO.23.4)。有権者は政党が提出した候補者名簿をそのまま投票箱に入れて投票するこ

ともできれば，候補者名簿に手を加えることもできる。例えば，ある候補者の氏名を削除し，かわりに当選させたいと思う候補者の氏名を2度まで記入することができる（累積投票制度 Kumulieren）。また，ある政党の候補者名簿にある候補者の氏名を削除して，別の政党の候補者の氏名を記載することができる（異党派連記投票制 Panaschieren）。このような制度は日本人には馴染みのないが，スイスでは珍しいものではない。

執行部である市参事会（Stadtrat）は，市長と他の8人のメンバーの合計9人から構成され（GO.48.1），全員が住民の直接選挙によって決定される。参事会のメンバーは連邦議会議員との兼職は禁止されている（GO.48.2）。選出方法は連記式絶対多数決制で，定数である9名分の氏名を記入することができる。同時に市長も住民によって選出される（単記式絶対多数決制）が，市長は参事会のメンバーでなければならないことになっている。

最近の選挙は，2010年3月7日に行われた。当日の有権者数は21万8229人，投票率39.1%，有効投票数は8万3748票であった。市議会選挙では，社会民主党（Sozialdemokratische Partei）が39議席で第一党となったものの5議席を減らし，「自由主義緑の党（Grünliberale Partei）」が前回の0議席から12議席と大躍進したことが注目される。市議会では，社民党に次いで，スイス国民党（Schweizerische Volkspartei）が24議席，自由民主党（FDP.Die Liberalen）が18議席，緑の党（Grüne）が14議席と続く。

同時に実施された市参事会選挙では，候補者，当選者ともにメンバーが大幅に入れ替わったが，社会民主党（4議席）と緑の党（2議席）の「赤緑連合」で政権を担当することについては変化がなかった。ただし，緑の党は前回よりも1議席増やした。他には自民党が2議席，キリスト教民主国民党（Christlichdemokratische Volkspartei）が1議席であった。市長は社民党で，女性である[4)]。チューリヒ市では，伝統的に左翼政党が強く，1933年以降では1982—1986年の4年間を除き，社民党は常に市政を担っている。

⑵ジュネーヴ市

フランス語圏を代表する都市で，同名のカントンの州都であるジュネーヴ市は，スイスの自治体の中ではチューリヒに次いで二番目に人口が多い。人口は約18万3300人（2008年現在）で，周辺の自治体を含む都市圏人口は約50万人である。国連（国際連合）の関係機関をはじめ多くの国際機関があることから，国際都市として知られている。1534年から1798年まではジュネーヴ共和国として存在したが，1798年にフランスへ併合され1813年までレマン県の県都であった。ジュネーヴは1815年にスイス連邦に加盟した。

現在，カントン・ジュネーヴでは，各自治体の市議会（Conseil municipal）の定数は，カントンの「自治体行政法 Loi sur l'administration des Communes＝LAC」によって人口規模に応じて定められている。ジュネーヴ市議会の定数はカントン憲法（Constitution de la République et canton de Genève du 24 mai 1847 (Entrée en vigueur: 25 mai

1847)＝Cst-GE）で80と定められている（Cst-GE.154)。ちなみに，600人以下の最も少ない自治体の場合には，議員定数は９である（LAC.５)。ジュネーヴではカントン憲法によって，人口800人未満のコミューンは多数決制，800人以上のコミューンでは議会は比例代表選挙で選出されることになっている（Cst-GE.148)。ジュネーヴ市は比例代表選挙であるが，ここでは有効投票数の７％以上の得票があった場合に議席配分が認められる（カントン・ジュネーヴの政治的権利の行使に関する法 Loi sur l'exercice des droits politiques du 15 octobre 1982（Entrée en vigueur: 1er juillet 1983)＝LEDP.158)。なお，ジュネーヴでは2006年３月から，満18歳以上で８年以上スイスに居住する外国出身の住民に地方選挙の投票権が認められ，市議会選挙では2007年３月25日の選挙で初めてその権利が行使された[5]。

ジュネーヴ市執行部の市参事会（Conseil administratif）は定数が５で（Cst-GE. 155.1)，住民の直接選挙によって選出される。多数決制であるが，有効投票数の３分の１以上を獲得する必要があり，得票数の多いものから当選する（LEDP. 96)。市長職は，市参事会において互選で選出された議長が担う（Règlement du Conseil administratif du 9 mai 1969, 1. 1)。

2007年３月25日に実施された市議会議員選挙は投票率32.39％で，社会民主党（Parti socialiste）が17議席で第一党となり，次いで緑の党（Les Verts）の15議席，自由党（Parti libéral）の11議席，左派合同（A gauche toute!）の10議席などとなった。

市参事会の政党別勢力は，社民党が２，急進党（Parti radical)，緑の党，左派合同が各々１となっており，ジュネーヴでは左派が政権を担っている。また市長の所属政党は，左派合同である。

⑶バーゼル市

バーゼル市は，スイス，ドイツ，フランス３ヵ国の国境の街で，人口は約16万4900人(2008年現在)，都市圏人口は約50万人である。カントン・バーゼル・シュタットは，バーゼル市とベッティンゲン，リーエンの３ゲマインデから成る（Verfassung des Kantons Basel-Stadt vom 23. März 2005＝KV.57.1)。だが，バーゼル市の立場は，他の都市とは大きく異なっている。

1833年に旧カントン・バーゼルは，バーゼル・シュタットとバーゼル・ラントシャフトに分離した。1876年以降，バーゼル市は，バーゼル・シュタットに統合され，実質的に住民ゲマインデとしては存在しない[6]。バーゼル市の業務は，カントン・バーゼル・シュタットが処理している（KV.57.2)。つまり，バーゼル市の住民ゲマインデの業務はカントンの機関と役所が処理しているのである（Gemeindegesetz vom 17. Oktober 1984＝GG. 18)。また，立法部はカントン議会（Grosser Rat）が市議会を兼ねている。したがって，

バーゼルの市議会（カントン議会）は，バーゼル市に居住する住民有権者だけでなく，ベッティンゲンとリーエンの２つの住民ゲマインデの住民有権者も投票している。

カントン議会は，カントンの立法，かつ最高の監督機関である（KV.80.1）。議員定数は，従来は130であったが，2008年９月の選挙より100となった（KV.80.2）。選挙区は５つで，バーゼル市の領域を定数27のグロスバーゼル・オスト（Grossbasel-Ost），定数35のグロスバーゼル・ヴェスト（Grossbasel－West），定数26のクライン・バーゼル（Kleinbasel）の３つに区分し，それに定数11のリーエン（Riehen）と定数１のベッティンゲン（Bettingen）の２つのゲマインデが加わる。ベッティンゲンの１議席を除き，比例代表選挙で議席が配分される。バーゼルでは1996年から５％条項が導入され，５％以上の得票率がない政党は議席を獲得できなくなった。

執行部である参事会についても，バーゼル市に独自のものはなく，カントンの政府（Regierungrat）がカントンとバーゼル市を内外に代表することになっている（KV.104.ｄ）。カントン政府の定数は７で（KV.101.2），多数決制によって選出される（KV.46.3）。市長はおらず，住民によって多数決制で直接選挙されるカントン政府首長（Regierungs-präsident）が，バーゼル市を代表する。いずれも絶対多数決制であるが，政府首長は実質的にカントン政府内で決定されることがある[7)]。

最近の議会選挙は2008年９月14日に実施され，投票率は38.9％であった。議会における政党別議席数は，社会民主党が32議席で第一党，スイス国民党が14議席，緑の党13議席，自由民主党11議席などと続く。

また，議会選挙と同日に実施された参事会の選挙では11人が立候補した。結果は，１回目の選挙で過半数を獲得したのは６名であったので，残り１議席については２回目の投票が行われる可能性があった。だが，立候補締切時限までに立候補がなかったために選挙法第32条に基づき，１回目の選挙で７番目の候補者が当選となった[8)]。最終的に2009―2013年任期の参事会は，社会民主党が３，緑の党，キリスト教民主国民党，自由主義民主党（Liberal-demokratische Partei），自由民主党（Freisinnig-Demokratische Partei）が各１となった。ちなみに，市長は緑の党に所属している。

⑷ベルン市

ベルン市は，同名の州都，そしてスイス連邦の首都として，立法府の連邦議会議事堂や行政府の連邦官庁が置かれている。旧市街は1983年に世界文化遺産に登録されている。人口約12万2900人（2008年現在）で，34のゲマインデからなる都市圏人口は約35万人になり，教育・文化，産業，さらに病院などの「地域センター」となっている。スイス盟約者団に加盟したのは1353年のことで，1415年にはアールガウを，また1536年にはヴォーを獲得するなどして，アルプス以北で最大の都市国家となる。1894年にスイスで初めて市議会

議員選挙に比例代表制を導入したゲマインデの１つである[9]。

市議会（Stadtrat）の定数は80で，住民の直接選挙で比例代表制によって選出される(Gemeindeordnung der Stadt Bern vom 3. Dezember 1998 (Stand: 5. November 2009)＝GO.41)。４年ごとに総選挙が実施される（GO.42.1)。再選は妨げられない（GO.42.2)が，12年以上連続して議会に属していた場合には次は再選されない（GO.42.3)。教職を除き，市と雇用関係にある者は議員を兼職することはできない（GO.43.1)。候補者は政党が作成する候補者名簿（Liste）によって示される。市議会議員選挙では，チューリヒ市の場合と同様に，有権者は政党が提出した候補者名簿をそのまま投票することができるが，候補者名簿を書き換えて累積投票や異党派連記投票も可能となっている。

市参事会（Gemeinderat）は市長を含む５人から構成される（GO.87)。任期は４年で，住民の直接選挙で比例代表制によって選出される（GO.88.1)。市参事会を多数決制で選出する自治体が多い中で，ベルン市は比例代表制で選出している。市議会議員選挙と同様に，有権者は政党による候補者名簿をそのまま投票するか，あるいは候補者名簿を書き換えて累積投票や異党派連記投票もできる。市議会議員と同様に市参事会も再選は妨げられないが，16年以上連続して参事会にあった者は次は再選されない（GO.88.2)。市長は市参事会の選挙の際に住民から多数決制によって選出される（GO.117.1）が，市参事会に選出された者だけが市長に選ばれる可能性がある（GO.117.2)。また，市長選挙は絶対多数決制で，市長選挙の有効投票数の過半数を獲得しなければならないことになっている。

2008年11月30日に実施されたベルン市の市議会議員選挙は，投票率43.5％であった。大政党から小政党まで20もの政党が候補者を擁立した。選挙の結果，18党が議席を得ることになった。最も多く獲得した社会民主党が20議席で，緑の自由リスト（Grüne Freie Liste）が９議席，緑の党（Grünes Bündnis und GewerkschafterInnen)，スイス国民党がそれぞれ８議席を獲得した。１議席だけの政党が５つあった。選挙後の市議会の会派では，第一党は社会民主党で20議席，以下，緑の自由リスト・福音派国民党（Grüne Freie Liste/Evangelische Volkspartei）の11議席，自由民主党・青年自由民主党（Freisinnige Partei/Jungfreisinnige)，緑の党・青年アルタナティーフェ（Grünes Bündnis/Junge Alternative)，スイス国民党プラス（Schweizerische Volkspartei/JSVP/SD)，市民民主国民党・キリスト教民主国民党（Bürgerliche demokratische Volkspartei/Christlich-demokratische Volkspartei）の各10議席などと続く[10]。

また，市議会選挙と同日の市参事会選挙は，比例代表選挙のため，４つの候補者名簿が提出され，５つの議席を争った。社会民主党，緑の党の「赤緑中道」が４人の候補を立て，自由民主党，スイス国民党，キリスト教民主国民党の「市民中道」が３人の候補を，「中道―ベルンのための合同」が３人の候補を擁立した。もう１つは個人政党で候補者は

２人であった。選挙の結果，社会民主党が２，緑の党，キリスト教民主国民党，自由民主党が各１で，社民党と緑の党による「赤緑連合」で過半数となった。ちなみに，住民が直接選挙で選ぶ市長も社会民主党である[11)]。

⑸ローザンヌ市

ローザンヌ市は，フランス語圏の都市で，カントン・ヴォーの「州都」である。人口は約12万2300人（2008年現在），都市圏としては約48万人を抱えている。レマン湖（ジュネーヴ湖）の畔にあって，国際オリンピック委員会（IOC）の本部が置かれている。1798年までベルン直轄地（Vogtei）の中心地（Hauptort）であった。ヘルヴェティア共和国憲法によって生まれたカントン・レマンでは，行政部がローザンヌに置かれた。ローザンヌは1803年以降，カントン・ヴォーの州都となっている。

ローザンヌ市議会（Conseil communal）の議員定数は100で，ジュネーヴ市やベルン市よりも多い。これは同市が所在するカントン・ヴォーでは，1000人以下の自治体における議員定数は最低で25人，最高で45人まで，10,001人以上の自治体では議員定数は最低でも70人，最高で100人となっており（Loi sur les commune du 28 février 1956＝LC.17.2），いずれのコミューンにおいても議員定数がかなりの数になっていることによる。議員の任期は５年で（Constitution du Canton de Vaud du 14 avril 2003＝Cst-VD.144.1），コミューンの総選挙は５年ごとに行われる（Loi sur l’exercice des droits politiques du 16 mai 1989（Version 14 du 06.05.2008, entrée en vigueur le 01.01.2009）＝LEDP.81.1）。原則として選挙制度は比例代表制である（Cst-VD.144.2, LEDP.81a.１）が，有効投票総数の５％に達しなかった政党は議席配分から排除される（LEDP.61a.1）。ローザンヌ市の場合も，累積投票や異党派連記投票が認められている（LEDP.57.1.b, 57.2）。カントン・ヴォーでもスイスに10年以上居住し，同カントンに３年以上居住している外国出身者にはコミューンの選挙で投票権を認めている（LEDP.5.2.b）。

市参事会（Municipalité）は市長（Syndic）を含む７人から構成される（Règlement pour la Municipalité de Lausanne du 14 décembre 1965, 1）。住民の直接投票によって２回投票多数決制で選出される（Cst-VD.149.1,2, LEDP.81a.5）。１回目の選挙で絶対多数（過半数）を獲得した候補者は当選となる。過半数を獲得できなかった候補者は２回目の選挙にまわり，今度は相対的に多数を獲得した候補者が上位から当選する（LEDP.82.2）。

2006年３月12日に実施された市議会議員選挙では８政党，329人が立候補した。急進党，自由党，キリスト教民主党（partis Radical, Libéral et PDC）から成る保守系のローザンヌ・アンサンブル（Lausann Ensemble）は100人の候補者を立て，社会民主党（Parti socialiste lausannois）も81人の候補者を立てた。投票率は32.1％であった。選挙の結果，各政党が獲得した議席数は，社会民主党が30で最も多く，続いてローザンヌ・アンサンブ

ルの28議席，緑の党22議席，左派合同（A Gauche toute!）12議席などとなった。

また，市議会選挙と同日に実施された市参事会の選挙には，７つの政党が19人を擁立して，７議席を争った。選挙の結果，１回目の選挙で絶対多数を獲得して当選したのは１人（Brélaz Daniel＝緑の党）だけであった。そのため，６議席を争う２回目の選挙が同年の４月２日に実施された。２回目の立候補者は23人で，１回目に立候補しなかった者も立候補している。選挙の結果，最終的には，社会民主党３，緑の党２，左派合同，ローザンヌ・アンサンブル各１の当選となった。市長の所属政党は緑の党である。

以上，５大都市の政治制度について述べてきた。５大都市の中では，ジュネーヴとバーゼルではカントンの権限が強く，市の自治は極めて制限されている（Klöti et al. ed., 2002）。とりわけバーゼルでは，カントンと市が一体になっており，バーゼル市は住民ゲマインデとして固有の制度を有していない。ここで検討した５つの都市だけでも選挙制度や議員定数など，かなり異なることがわかった。いずれも相当に複雑な選挙制度，議席配分の仕組みを採っている。できるだけ有権者の投票結果を正確に反映させようとしているのであろうが，馴染みのないものには容易には理解ができないように思われる。なお，いずれの都市も政党勢力としては左派政党が強い傾向にある。

２．住民投票と住民発議―直接民主制の実際

前章では市議会と市参事会を中心に間接民主制について議論してきた。本章では５大都市における住民の直接的な政治的意思決定への参加，すなわち住民投票，住民発議といった直接民主制について考察する。ただし，５つの都市のうちでバーゼルの制度は特殊で他都市とは異なってカントンと一体となっている。したがって，そのことを踏まえた上で，同市が関係するカントンの制度に触れながら，他の４都市とともに議論していきたい。

⑴チューリヒ市

住民による意思決定への参加手段の一つが住民投票（Gemeindeabstimmung）である。チューリヒ市の自治体基本条例（Gemeindeordnung＝GO）では，必ず住民投票の対象となる事案（義務的住民投票）と住民有権者や議会の請求によって住民投票が実施されるもの（任意的住民投票）の２つに区分されている。

議会が議決した事案で必ず住民投票の対象となるのは，①自治体基本条例，②チューリヒ市との任意の合併または事務組合の創設に関する他のゲマインデとの協定，③拡大する居住地面積に関する自治体区域の変更，④一度に2000万フラン（約17億円）[12)]を超える特定目的のための支出，あるいは年に数次にわたって100万フラン（約8500万円）を超える特定目的のための支出など，⑤総額2000万フランを超える企業への出資，保証金，および無利子融資，⑥カントン法に従った住民発議などである（GO.10）。

〈図表2〉 チューリヒ市住民投票の件数（2000年―2009年）

年	投票率	件数	可決	否決	発議	賛成	反対
2000	39.7	6	5	1	1	1	0
2001	38.3	9	7	2	2	0	2
2002	34.6	14	10	4	3	0	3
2003	37.3	7	7	0	0	0	0
2004	46.3	7	7	0	0	0	0
2005	45.4	9	9	0	0	0	0
2006	38.1	5	5	0	0	0	0
2007	40.2	8	8	0	0	0	0
2008	43.1	11	8	3	0	0	0
2009	40.9	12	10	2	2	0	2
合計	40.4	88	76	12	8	1	7

【出典】 各回のチューリヒ市住民投票公報（Abstimmungszeitung），各年の Statistisches Jahrbuch der Statd Zürich などから筆者が作成。なお，発議は件数（総件数）の内数。

任意的住民投票については，次のような場合に可能である。すなわち，①議決に出席していた市議会議員の過半数が同一の会議で住民投票を議決した場合，②議決の公示から30日以内に少なくとも2000人の有権者が，市参事会に書面で住民投票の実施を請求した場合，③同期間内（議決の公示から30日以内）に，市議会議員の3分の1が書面で住民投票の要求を書面で提出した場合には，有権者は議会の議決について決定することになる（GO.12.1）。ただし，市議会が出席議員の5分の4以上の多数によって明確に表明し，市参事会が同意した場合には，住民投票の請求は排除される（GO.12.3）。

住民投票の請求が提出された場合には，市参事会はカントンの規則に従ってその妥当性を審査し，それに関する決定を表明する。請求が妥当であれば，市参事会は住民投票を準備する。請求が妥当でなければ，市参事会は市議会の議決が法的効力を有することを確定する。いずれの場合も，市参事会はその決定を市議会に報告する（GO.13）。

議会の議決のほとんどは任意的住民投票の対象となるが，対象にできないものもある。たとえば，①（議会が行うこととされている）選挙，②年次予算，税率の決定，追加公債の承認，③年次決算および事業報告の審査，④施行規則の適用に関する議決，⑤市議会による否決の決定，⑥住民発議の妥当性および支持に関する議決，ならびに一般的な提案の形でなされた住民発議に即して草案を作成するための議決など，原則として市議会の専決事項とされているものがそれに該当する。さらに，チューリヒ市の職員等の手当てに関連すること，カントン議会に対する住民発議など，全部で12項目が住民投票の対象外となっている（GO.14）。

住民有権者は，議会が議決した事案に対して最終的な意思表示ができるだけでなく，市に対して自らの考えを提案できる（住民発議）。この場合，二つの手法が考えられる。一つが一定数の住民によって提案される「住民発議（Volksinititativ）」であり，もう一つ

〈図表３〉 ジュネーヴ市住民投票の件数（2001年―2009年）

年月日		テーマ	投票率	賛成	反対
20011202	1	民俗学博物館建設に6720万フラン公債	42.0	38.1	61.9
2001	1				
20050424	1	スタジアム建設に250万フランの公債	45.8	27.3	72.7
2005	1				
20061022	1	ジョリモン―クドリエの住宅	29.4	68.5	31.5
20061022	2	ジョリモン―カサイの住宅	29.4	67.9	32.1
20061022	3	リアン公園―カサイの住宅	29.4	67.9	32.1
2006	3				
20090927	1	サン・ジュルヴェ財団の補助金削減	40.8	57.8	42.2
20090927	2	非建設地域の修正と湖周辺保護の修正	40.8	61.8	38.2
2009	2				
合計	7		36.8		

【出典】 ジュネーヴ市の Web-site, Résultats des votations communales, selon l’objet,（http://www.ge.ch/statistique/tel/domaines/17/17_03/T_17_03_2_01.xls）などから筆者が作成。

が「個人発議（Einzelinitiativ）」である。発議が少なくとも3000人の有権者によって請求された場合には住民発議となり，この定足数に達しなかった発議は個人発議として扱われる（GO.15.3）。住民発議は市参事会に，個人発議は市議会事務局に，それぞれ書面で提出される（GO.15.2）。また，個人発議の暫定的な支持には，市議会議員42人以上の賛成を必要とする（GO.15.4）。住民発議に関するその他のことについては，カントンの住民発議に関する規則が適用される（GO.17）。

チューリヒ市は５大都市の中では住民投票の実施件数は比較的多く，2000年から2009年までの10年間に88件が実施されており，この間の平均投票率は40.4％となっている。この中には８件の住民発議が含まれているが，賛成を得られたのは１件のみである。〈図表２〉を参照のこと。

⑵ジュネーヴ市

ジュネーヴ市の場合，住民投票（Référendum municipal）は，カントン・ジュネーヴ憲法（Constitution de la République et canton de Genève＝Cst-GE），カントン・ジュネーヴの政治的権利の行使に関する法（Loi sur l’exercice des droits politiques＝LEDP）の規定が適用される。カントン・ジュネーヴのコミューンには，義務的住民投票の制度がなく，すべて任意的住民投票となる。手続きは，市議会の議決が公布された日から40日以内に（Cst-GE.59.2.c），4000人以上の有権者の署名とともに請求があれば，住民投票が実施されることになる（Cst-GE.59.1.e）。ちなみに，有権者が500人以下のコミューンではその30％，501人から5000人以下では20％で少なくとも150人以上の有権者，5001人から３万人までは10％で少なくとも1000人以上の有権者，そして３万人以上（ジュネーヴ市を除く）では3000人の有権者の署名とともに住民投票を請求できる（Cst-GE.59.1.a-d）。ただ

し，予算や決算については，住民投票の対象とはならない（Cst-GE.60)。また，例外的に緊急の性質を有する議案も対象にならない（Cst-GE.61)。住民投票の請求先は，カントンの機関である。また，署名数が憲法で規定する数に達している場合には，州参事会（Conseil d'Etat）が当該コミューンの住民投票に議案を提出する（Cst-GE.62.1)。

ジュネーヴ市の住民発議は，ジュネーヴの州憲法によって規定されており，有権者数によって定足数が異なるなど若干の違いを除けば，他のコミューンと手続きは同じである。市議会に対して，特定の議題について審議するように有権者が発議する（Cst-GE.68A.2)。請求の手続きは住民投票の場合と同様で，ジュネーヴ市では有権者4000人以上の請求で可能となる（Cst-GE.68B.1.e)。提出された住民発議は，市町村議会が，①９ヵ月以内に無効であるかを決定する，②18ヵ月以内に審議採択について決定する，③24ヵ月以内に住民発議を承認するか，住民発議に対する対抗提案提出の決定をする（Cst-GE.64E.1)。市議会によって否決された住民発議は，それが取り下げられない限り，住民投票の対象になる（Cst-GE.68F.1)。また，市議会による対抗提案も住民発議が取り下げられない限り，住民投票の対象となる（Cst-GE.68F.2)。ジュネーヴでは，カントンの権限が強く，住民投票，住民発議の対象や手続きなどについては，ジュネーヴ市を含むコミューンについても，すべてカントンの法律によって決められている。

ジュネーヴ市における市の案件に関する住民投票は，2001年から2009年までの間に７件あった。2001年には「民俗学博物館建設のための公債」の１件が住民投票の対象になり，投票率42.0%，賛成38.1%で否決された。2002年から2004年までは案件がなく，2005年に「ジュネーヴスタジアム建設の公債」が１件あり（投票率45.8%，賛成27.3%）否決された。2006年には，市内の住宅建設に関する住民投票が３件あり，いずれも可決されている(投票率は29.4%)。2007年，2008年には住民投票はなく，2009年には「サン・ジュルヴェ財団の補助金削減」と「ジュネーヴ湖周辺保護の修正」の２件が住民投票の対象になり，いずれも可決されている（投票率は40.8%)。全体としては，住民投票の件数は少なく，平均投票率は36.8%である。〈図表３〉も参照のこと。

⑶バーゼル市

バーゼル市では，純粋に住民ゲマインデの事案に関して実施される住民投票，住民発議はない。市の業務はすべてカントン政府が処理しているからであり，住民投票，住民発議もカントンによるものである。したがって，バーゼル市については，カントンの住民投票と住民発議について考察する。

バーゼルにおける住民投票，住民発議についての詳細は，カントン憲法（Verfassung des Kantons Basel-Stadt＝KV）とカントン法「イニシアティヴとレファレンダムに関する法律（Gesetzes betreffend Initiative und Referendum)＝IRG」に定められている。

〈図表４〉　バーゼル（カントン）住民投票の件数（2001年―2009年）

年	件数	投票率	賛成	反対	決選	発議	備考
2001	4	55.3	2	2	0	0	
2002	6	43.9	2	2	2	2	＋対抗２，決選２
2003	2	48.8	1	1	0	0	
2004	8	52.6	2	5	1	5	＋対抗１，決選１
2005	6	43.0	6	0	0	0	
2006	4	48.7	2	2	0	1	＋対抗０，決選０
2007	6	45.5	3	2	1	1	＋対抗１，決選１
2008	5	49.3	4	1	0	2	＋対抗０，決選０
2009	3	51.8	2	1	0	0	
合計	44	48.8	24	16	4	11	

【出典】　各回の Schlussresultat（Kantonale Abstimmungsvorlage）を参考に筆者が作成。発議は件数の内数。

カントン憲法は，第51条で義務的住民投票を，第52条で任意的住民投票について規定している。義務的住民投票の対象になるのは，①憲法改正，②定式化された住民発議[13]，③議会が承認しない，あるいは対抗提案を出された定式化されていない住民発議，④定式化されていない住民発議に基づいて議会がまとめた提案，⑤憲法の変更を伴う州の協定，⑥カントンの領域の変更，の６つである（KV.51.1）。なお，議会は議決によってこれ以外の提案を住民有権者の投票に提示できることになっている（KV.51.2）。

任意的住民投票については，①法律，②法律によって定められた金額の支出決議，③住民投票が義務づけられていない州協定，④憲法あるいは法律によって住民投票から除外されていないすべての議決，の４項目が対象として列挙されている。これらは議会の議決が公示されてから42日以内に2000人以上の有権者が請求した場合に，住民投票にかけられる（KV.52.1）。ただし，①個別の選挙，恩赦，市民権取得といった身分関係の議決，②連邦におけるカントンの協力権の行使に関係する議決，③予算と州会計の承認に関する議決，④資金の借入枠に関する議決など，全部で９項目については，住民投票の対象とならない議会の議決として列挙されている（KV.52.2）。

住民発議については，カントン憲法の第47条から第50条に記されている。有権者は3000人以上であれば，憲法の規定，法律の規定，あるいは住民投票が可能な議決の公布，廃止，変更について，定式化されていない住民発議，あるいは定式化された住民発議をいつでも提出することができる（KV.47.1）。憲法の全面改正は定式化されていない住民発議のみ提出が可能である（KV.47.2）。住民発議は，その公表から18ヵ月以内に提出されなければならない（KV.47.4）。

バーゼルの住民投票で対象となった案件は，2001年から2009年までの９年間で44件であった。平均投票率は48.8％，最低は2005年の43.0％，最高は2004年の52.6％である。44件の中には発議と対抗提案のいずれかを選ぶ「決選投票」の４件も含まれているので，それ

〈図表５〉 ベルン市住民投票の件数（2000年―2009年）

年	件数	投票率	可決	否決	決選	発議
2000	8	48.3	6	2	0	1
2001	9	40.9	8	1	0	0
2002	12	50.4	10	1	1	0
2003	9	34.9	8	1	0	0
2004	13	52.0	11	1	1	2
2005	14	49.1	9	3	2	1
2006	11	40.2	9	1	1	0
2007	9	32.0	9	0	0	0
2008	11	44.7	7	3	1	0
2009	8	44.7	5	2	1	1
合計	104	43.7	82	15	7	5

【出典】 ベルン市の Web-site（http://www.bern.ch/leben_in_bern/stadt/abstimmungen/ergebnisse）を参考に筆者が作成。なお，発議は件数の内数。

を除く40件では可決が24件，否決が16件となっている。住民発議が比較的多く，11件に及ぶ。そのうち４件について対抗提案が出された。住民発議の多くは否決されたが，2006年２月12日の「自然地域保護」発議（牧草地イニシアティヴ）や2008年９月28日の「受動喫煙保護」発議のように議会や参事会が消極的な態度をとっていた事案が住民投票で可決されることもある。〈図表４〉も参照のこと。

(4)ベルン市

ベルン市でも，自治体基本条例（Gemeindeordnung der Stadt Bern＝GO）で，国民投票（Volksabstimmung），すなわち住民投票が規定されている。義務的住民投票の対象は，①自治体基本条例，②政治的権利に関する規則，③建築権基本条例，④土地・住宅建築政策に関する規則，⑤自治体連合への加入，⑥700万フランを超える新たな支出など，⑦（集中的な財政制御の）プロダクトグルッペ予算（Produktegruppen-Budget）と税務計画など，11項目である（GO.36）。また，任意的国民投票（住民投票）については，（市議会が決定した）議案の公示から60日以内に，次の項目に関して1500人以上の有権者が請求した場合，住民投票が行われる。すなわち，①最終的に市議会の権限に属するものを除いた，市議会が議決した規則，②特別自治体税，③200万フランを超える新たな支出が対象である（GO.37）。任意的住民投票の請求は，市官房（Stadtkanzlei）に対して行う（Reglement über die politischen Rechte vom 16. Mai 2004＝RPR.70.3）。市参事会は住民投票の実施を決定する（RPR.70.5）。また，市参事会の決定は，レファレンダムを住民投票の対象とすると正式に決めてから遅くとも10ヵ月以内に有権者に提示される（RPR.70.6）。なお，ベルン市では，議案の公示から60日以内に，1500人以上の有権者による住民提案（Volksvorschlag）が可能である（GO.38.1）。これは市議会が議決した議案に対する対抗提案になる（RPR.71.2）。

住民発議によって，有権者，もしくは市議会の権限となっている規則あるいは議決の公布，改正，または廃止を要求できることになっている（GO.39.1）。また，市参事会の管轄領域にあるが，①都市空間条例（Raumordnung）の標準計画（Richtplan），②民間交通と公共交通の計画，③交通政策の基本方針も，住民発議の対象となる（GO.39.2）。住民発議は，６ヵ月以内に5000人以上の有権者が請求に署名した場合に可能となる（GO.39.3）。なお，市議会は選挙（事案）を除き，自らの権限となっている事案を有権者の決定に委ねることができる（GO.46）。

住民投票については2000年から2009年の10年間に104件の議案が対象となっており[14)]，平均すると１年に10件以上について住民は判断を下している計算になる。10年間の平均年投票率は43.7％であるが，2004年は年平均で52.0％，2002年が50.4％で，いずれも50％を超えている。その一方で，2007年の32.0％，2003年の34.9％のように30％台前半の年もある。提案内容も，条例の改正，建設のための公債，住民発議など多岐にわたっている。ベルン市の場合も，住民発議や住民提案は否決される傾向にあるが，2004年２月に実施された「市参事会員を７人から５人へ」住民発議と同日に実施された「市参事会員の報酬は20万フランで十分」住民発議は，議会では否決されたものの，住民投票ではいずれも住民発議が支持を得て可決されていることは注目されよう。住民投票全体での可決率は84.5％になる（選好を尋ねた追加提案を除く）が，逆にいえば住民投票に提案された議案の15.5％が否決されたことになる。〈図表５〉も参照のこと。

⑸ローザンヌ市

ローザンヌ市には，チューリヒ市やベルン市にあるような義務的住民投票（特定の事案については必ず住民投票にかけられるもの）はない[15)]。だが，任意的住民投票についてはカントン憲法（Constitution du Canton de Vaud＝Cst-VD）と政治的権利の行使に関する法律（Loi sur l’exercice des droits politiques＝LEDP）によって制度化されており，市議会が決定した議決を住民投票にかけることが可能である（LEDP.107.1）。ただし，①（議会における）人事と選挙，②議会の組織と機能または参事会との関係に関する議決，③帰化，④予算全体（le budget pris dans son ensemble），⑤管理（la gestion）と会計（les comptes），⑥否決された議決など，８項目については，住民投票の対象とならない（LEDP.107.2）。有権者５万人を超えるコミューンでは，有権者10％以上の署名リストを，市参事会の承認から20日以内に市書記課（greffe municipal）に提出されなければならないことになっている（LEDP.110a.1）。ローザンヌ市では，住民投票を実施するには，同期間内に少なくとも8000人の有権者の署名を添えて請求することになる[16)]。

住民発議は，カントンの法律によって，①市議会の権限に関係する一般的な事案，②市議会の権限にあるコミューンの規則の制定，改廃，③市議会議員数の改正，④市参事会員

〈図表６〉　ローザンヌ市住民投票の状況（2002年―2009年）

年月日		テーマ	投票率	賛成	%	反対	%	合計
20020922	1	中央通と周辺整備に1175.5万フランの公債	37.3	13834	61.8	8541	38.2	22375
2002	1							
20070708	1	薬物使用とその関連事項	31.8	11725	45.4	14118	54.6	25843
2007	1							
20090927	1	「サッカー場と競技場架橋の設置」住民発議	38.3	13444	44.1	17059	55.9	30503
2009	1							
合計	3		35.8					

【出典】ローザンヌ市のWeb‐site（http://www.lausanne.ch/view.asp?DomID=62945 および http://www.lausanne.ch/view.asp?domId=62786&language=F）を参考に筆者が作成。

数の改正など，８項目の実現を求めて，有権者が提案するものとされる（LEDP.106.1)。ただし，住民発議の対象にならないものとして，①統制（controle）と管理（la gestion)，②予算と会計，③人事と選挙など，７項目がある（LEDP.106a)。住民投票の請求と同様に，住民発議も有権者５万人を超えるコミューンでは，有権者10％以上の署名をもって提出しなければならない（LEDP.106g)。したがって，ローザンヌ市では，住民発議を実施するには，同期間内に少なくとも8000人の有権者の署名を添えて請求することになる[17]。住民発議の署名収集期間は参事会の承認を得た後，３ヵ月以内に市書記課に提出しなければならない（LEDP.106i.1)。

2000年から2009年までの10年間で実施された住民投票は３件である。１件目は2002年９月22日に実施された「中央通と周辺整備に対する1175.5万フランの公債」で，投票率は37.3％，賛成13834票（得票率61.8％），反対8541票（得票率38.2％）で可決された。２件目は2007年７月８日に実施された「薬物使用とその関連事項」に関するもので，投票率は31.8％，賛成11725票（得票率45.4％），反対14118票（得票率54.6％）で否決された。この２件は，任意的住民投票によるものである。また，３件目は住民発議で住民投票の対象となったものである。2009年９月27日の「サッカー場と競技場架橋の設置」発議であり，投票率は38.3％，賛成13444票（44.1％），反対17059票（55.9％）で否決された。ローザンヌ市は義務的住民投票がないこと，署名収集期間が20日以内と短いことなどが影響していると思われるが，５大都市の中では住民投票の件数は最も少ない。〈図表６〉も参照のこと。

おわりにかえて

ここまで５大都市の政治参加について間接民主制である市議会と市参事会，そして直接民主制である住民投票と住民発議を中心に，それぞれの制度と実際について議論してき

た。ここで５つの都市を比較しながら，スイス都市における政治参加について考察したい。

まず５大都市の制度から，スイスにおける地方自治の多様性が改めて確認された。自治の程度は地域によって異なるが，一般に自治はドイツ語圏において相対的に強く，フランス語圏やイタリア語圏で弱い，とされてきた。このことは５大都市についても該当する。ドイツ語圏のチューリヒ市とベルン市では，頻繁に住民投票が実施され，多くの政策が住民の政治的判断によって決定されている。これに対してフランス語圏のジュネーヴ市とローザンヌ市では，住民投票の件数は少なく，住民が政策決定に関与できる余地は小さい。フランス語圏では，法律等によってカントンの都市に対する影響力は強い傾向にある。ただし，ローザンヌ市は，住民数に比べて市議会議員の数が多く，間接的に政策に反映される住民の声はジュネーヴ市などよりも多い，ということになろう。また，バーゼル市は，市独自の議会，参事会，行政が存在せず，州と一体化しているために，同市の住民は州内の他自治体の住民に比べて政治参加の可能性が制限されていると考えることができる。ただし，このような制度はバーゼルのみに存在する極めて特殊な例である。また，同カントンで圧倒的に人口の多いバーゼル市の影響力はやはり大きいといえる。

次に各都市の政治参加が一定程度機能していることが確認された。バーゼル市のようにカントン政府と一体化しているところは例外であるが，頻度を別にすれば，いずれの都市においても住民投票や住民発議という直接民主制が実施されており，政治参加の機会は制度化されているだけでなく，ある程度は実際に活用されていることがわかる。ただし，参加率は必ずしも高いわけではなく，平均すると４割前後である。

このように本稿では，スイスの地方自治の多様性が改めて確認され，また政治参加もある程度機能していることがわかった。ただし，本稿では５大都市のみを対象としたために，他の都市を含めたスイスの都市全体の参加状況について明らかにして，その中から都市政治，地方自治の動向を解明していく，という課題は残されたままである。これについては今後の課題としたい。

注

1）ゲマインデのうちチューリヒ市が人口約36万人で最多である。これに対して最も人口の少ないゲマインデが，カントン・ティチーノ（ティチーノ州）にあるコリッポ（Corippo）で人口はわずか16名（2009年10月２日現在）である。

2）住民総会型の自治体については，拙稿「スイスの地方自治体におけるミリッツシステム」『スイス史研究の新たな地平―森田安一先生古希記念論文集』（2010年12月刊予定）参照。

3）Bundesamt für Statistik, Taschenstatistik der Schweiz 2010, S.4.（http://www.bfs.admin.ch/bfs/portal/de/index/themen/00/01/blank/02.Document.128914.pdf）2010年 3

月18日閲覧。以下の都市の住民数も同じ。

4）Tages-Anzeiger, Montag, 8. März 2010.

5）カントン・ジュネーヴ統計局「カントンの統計」(http://www.geneve.ch/statistique/statistique/domaines/17/17_02/methodologie.asp#5）2010年3月21日閲覧。

6）Histrisches Lexikon der Schweiz（www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D7478.php）2010年1月11日閲覧。

7）カントン政府首長はカントン政府内から選出されることになっているため，7名の閣僚で話し合って対立候補がいなければ，唯一の候補者となることから無投票当選となる。

8）バーゼル市 Web-site（http://www.basel.ch/index-if?u=bsch）2010年3月22日閲覧。

9）Histrisches Lexikon der Schweiz（www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D209.php）2010年1月11日閲覧。

10）ベルン市議会 Web-Site（http://www.bern.ch/stadtrat/stadtrat/fraktionen）2010年3月23日閲覧。

11）ベルン市 Web-Site（http://www.bern.ch/leben_in_bern/stadt/wahlen/wahlen_2008/resultate）2010年3月23日閲覧。

12）1スイス・フランを約85円で計算（2010年2月現在）。以下も同じ。

13）「定式化された住民発議」は，条文などが成文化された発議を指す。

14）104件のうちＡ案，Ｂ案と同時に，いずれを選好するか尋ねた「決選投票」7件を含む。

15）カントンでは，カントン憲法の改正やカントンの領域の変更などについては義務的住民投票の対象となる（Cst-VD.83.1）。

16）ローザンヌ市住民投票 Web-Site, Les votations communales,（http://www.lausanne.ch/view.asp?docId=22582&domId=63736&language=F）2010年3月24日閲覧。

17）ローザンヌ市 Web-Site,（http://www.lausanne.ch/Tools/GetLinkedDoc.asp?File=3630.pdf&Title=Pr%E9sentation＋des＋droits＋politiques＋communaux）. 2010年3月25日閲覧。

参考文献

Bützer, Michael, 2007, *Direkte Demokratie in Schweizer Städten-Ursprung, Ausgestaltung und Gebrauch im Vergleich*, Nomos, Baden-Baden.

IRI-Europe（ed.）, 2005, *Guidebook to Direct Democracy in Switzerland and beyond*, IRI-Europe, Amsterdam.

Klöti, Ulrich; Knoepfle, Peter; Kriesi, Hanspeter; Linder, Wolf; Papadopoulos, Yannis; Sciarini, Pascal（Hrsg.）, 2002, *Handbuch der Schweizer Politik,* 3.*, überarbeitete Auflage*, Verlag Neue Zürcher Zeitung, Zürich.

Klöti, Ulrich; Kübler, Daniel（Hrsg.）, 2004, *Lokle Politik zwischen Autonomie, Demokratie und Effizienz*, Studien zur Politikwissenschaft Nr. 323, Zürich.

Kübler, Daniel; Ladner, Andreas, 2003, Local Government Reform in Switzerland. More *for* than *by*-but what about *of*?, in N. Kersting and Vetter, A.,（ed.）, *Reforming Local Government in Europe. Closing the Gap between Efficiency and Democracy, Vol.4*, Leske und Budrich, Opladen.

Ladner, Andreas, 2002, Size and direct democracy at the local level: the case of Switzer-

land, *Environment and Planning C: Government and Policy* 20.

Ladner, Andreas; Bühlmann, Marc, 2007, *Demokratie in den Gemeinden-Der Einfluss der Gemeindegrösse und anderer Faktoren auf die Qualität der lokalen Demokratie*, Rüegger Verlag, Zürich.

Linder, Wolf, 1999, *Schweizerische Demokratie-Instititionen, Prozesse, Perspektiven*, Haupt, Bern, Stuttgart, Wien.

Schweizerischer Städteverband, 2009, *Statistik der Schweizer Städte/Statistique des villes suisses 2009*, Schweizerischer Städteverband, Bern.

Zürcher Gemeinderat, 2009, *Sitzplan August 2009*, Unterstützt durch Tages-Anzeiger, Zürich.

岡本三彦, 2005年,『現代スイスの都市と自治―チューリヒ市の都市政治を中心として』早稲田大学出版部.

岡本三彦, 2008年,「スイスの住民参加と合意形成―住民投票の可能性と限界」地方自治学会編『合意形成と地方自治』(地方自治叢書20), 敬文堂.

森田安一編, 1999年,『スイスの歴史と文化』刀水書房.

財団法人自治体国際化協会編, 2006年,『スイスの地方自治』財団法人自治体国際化協会.

参考 Web-site

Bundesamt für Statistik, *Taschenstatistik der Schweiz 2010*, (http://www.bfs.admin.bfs/portal/de/index/themen/00/01/blank/02.Document.128914.pdf)

Histrisches Lexikon der Schweiz (http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D7478.php)

Histrisches Lexikon der Schweiz (http://www.hls-dhs-dss.ch/textes/d/D209.php)

カントン・ジュネーヴ統計局 (http://www.geneve.ch/statistique/domains/17/17_02/methodologie.asp#5)

ジュネーヴ市 Web-site (http:// www.ville-ge.ch)

スイス都市連盟 Web-site (http://staedteverband.ch)

チューリヒ市 Web-site (http:// www.stadt-zuerich.ch)

バーゼル市 Web-site (http://www.basel.ch)

ベルン市議会 Web-Site (http://www.bern.ch/stadtrat/stadtrat/fraktionen)

ベルン市 Web-Site (http://www.bern.ch)

ローザンヌ市 Web-Site, (http://www.lausanne.ch)

ローザンヌ市住民投票 Web-Site,　Les votations communales, (http://www.lausanne.ch/view.asp?docId=22582&domId=63736&language=F)